

新型インフルエンザ対策に関する今後の取組み

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当） 付

1 経緯

平成 20 年 4 月 9 日に「新型インフルエンザ発生時等における対処要領（案）」を公表。これを踏まえ、今後、発生時の対処に関わる政府職員の具体的な事務処理体制・要領を定める必要がある。与党 P T の提言においても、取組体制の整備・強化、特に総理をトップとする内閣官房における初動対応の体制確立が指摘されているところ。

2 取組み

- 新型インフルエンザ発生時、官邸において政府職員が対策本部の運営等を行うための事務処理体制・要領を定めたマニュアルを作成する。
- 対策本部等の構成員の感染防護のための消耗品を整備する。

3 スケジュール

- 本年中にマニュアルを策定（総合訓練に活用、必要に応じマニュアル改訂）
- 本年度中に感染防護のための消耗品を整備